

熊本市感染症予防計画

【令和 7 年(2025年)3月改訂】

熊本市

策定に当たって

本市では、平成21年(2009年)以降、新型インフルエンザA(H1N1)の患者が多数確認されたことを受け、平成26年(2014年)に「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、平成30年(2018年)には、「安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供」の実現に向け、「第7次熊本・上益城地域保健医療計画」を策定するなど、保健・医療提供体制の強化に努めてまいりました。

このような中、令和2年(2020年)2月に本市で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったこともあり、多くの皆様に不安感や危機感を与え、市民生活にも大きな影響を及ぼしました。そこで本市では、市民の皆様の不安感や危機感を払拭するため、令和2年(2020年)3月に、「熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を設置し、その翌月には、「熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」を設置するなど、専門家のご意見を伺いながら、県市連携のもと、日々変化していく感染状況に応じた様々な対策を講じ、感染拡大防止に努めてまいりました。

この間、昼夜を問わず、医療や福祉の現場でご尽力いただいた皆様をはじめ、時短営業にご協力いただいた事業者の皆様や外出自粛にご協力いただいた市民の皆様など、感染対策にご協力いただいた全ての皆様方に対し、改めまして、深く感謝を申し上げます。

これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国では、令和4年(2022年)12月に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)が改正されました。これに伴い、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)及び、熊本県が策定する「熊本県感染症予防計画」(以下「県予防計画」という。)において、緊急時における施策に関する事項が追加されるなど、記載事項の充実が図られたほか、保健所設置市では、予防計画の策定が義務付けられたことから、本市においても、「熊本市感染症予防計画」(以下「予防計画」という。)を策定することとなりました。

今後は、この予防計画に基づき、新興感染症の発生及びまん延等に備え、感染症対策の一層の充実に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和6年(2024年)3月

熊本市長 大西一史

目次

第1章 感染症予防計画の基本方向	1
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の性格と基本方向	2
第2章 感染症の発生の予防のための施策	5
1 基本的な考え方	5
2 感染症発生動向調査	5
3 感染症の予防のための対策と検疫所との連携.....	6
第3章 感染症のまん延の防止のための施策	7
1 基本的な考え方	7
2 積極的疫学調査	8
3 対人措置の実施	9
4 感染症の診査に関する協議会.....	10
5 消毒、その他の措置	10
6 指定感染症及び新感染症への対応.....	10
7 関係機関及び関係団体との連携	10
8 報道機関等を通じた情報提供	11
第4章 感染症の病原体等の検査体制及び検査能力の向上	11
1 基本的な考え方	11
2 感染症の病原体等の検査の推進	12
3 検査体制の目標値	13
4 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	14
5 関係機関及び関係団体との連携	14
第5章 感染症に係る医療を提供する体制の確保	14
1 基本的な考え方	14
2 感染症に係る医療提供体制	15
3 医薬品及び個人防護具の備蓄または確保.....	17
4 入院調整体制	18

5 救急医療体制.....	18
6 医療提供体制等の目標値	18
7 関係機関及び関係団体との連携	19
第6章 感染症の患者の移送のための体制の確保	20
1 基本的な考え方	20
2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策	20
3 関係機関との連携	21
第7章 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	22
1 基本的な考え方	22
2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備	22
3 関係機関及び関係団体との連携	23
第8章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進	23
1 基本的な考え方	23
2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進	24
3 関係機関及び関係団体との連携	25
第9章 感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上	25
1 基本的な考え方	25
2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上	26
3 人材の養成及び資質の向上の目標値.....	27
4 関係機関及び関係団体との連携による人材の活用	27
第10章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保	28
1 基本的な考え方	28
2 感染症の予防に関する保健所体制の確保	28
3 保健所体制の目標値.....	29
4 関係機関及び関係団体との連携	29
第11章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項.....	29
1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策	29

2 緊急時における国との連絡体制	30
3 緊急時における他の地方公共団体との連絡体制	30
4 緊急時における情報提供	30
5 関係団体との連絡体制	30
第 12 章 感染症に関する啓発及び知識の普及等並びに患者等の人権の尊重	31
1 基本的な考え方	31
2 感染症予防教育の推進	31
3 啓発活動等の推進	31
4 感染症相談窓口の設置	32
5 患者等のプライバシーの保護等	32
第 13 章 その他感染症予防の推進	32
1 施設内感染防止の推進	32
2 災害時の防疫活動の推進	33
3 結核にかかわる対策	33
4 食品衛生対策の連携	33
5 環境衛生対策の連携	33
6 動物由来感染症対策の推進	34
7 外国人に対する適用	34
8 薬剤耐性対策	34

第1章 感染症予防計画の基本方向

1 計画の目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症への対策及び対応を踏まえ、今後の感染症の発生予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材養成、市民に対する啓発や知識の普及とともに、国及び県との連携の下に、適切かつ効果的な感染症対策を推進する際の基本方向を示すことを目的とします。

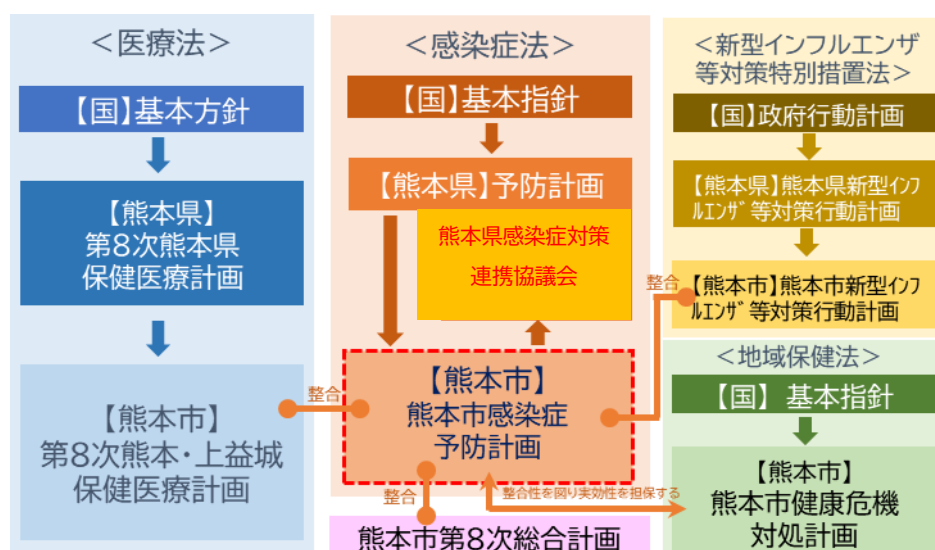
なお、本計画に定めるもののほか、個別・具体的な体制及び対応等について、別に定める「熊本市健康危機対処計画」に基づき迅速かつ適切に対応することとし、また必要に応じ感染症ごとに行動マニュアルを作成し、特別な対応が必要な場合の体制を整備していくこととします。

2 計画の位置づけ

本計画は、感染症法第9条に基づき国が基本指針を定め、感染症法第10条第1項に基づき基本指針に即して都道府県が、同条第14項に基づき保健所設置市である熊本市が、予防計画を定めることとされています。また、「熊本市第8次総合計画」と整合性を図るほか、医療法に基づく「第8次熊本・上益城保健医療計画」との整合性や、地域保健法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「熊本市健康危機対処計画」や「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図ります。

また、本計画については、整合性を図るべき関係計画の見直しが行われた場合等、必要に応じて見直しを行います。

【各計画における位置づけ】



3 計画の性格と基本方向

(1) 事前対応型の体制の構築

感染症対策においては、感染症が発生してから防疫措置を講ずる事後対応だけでなく、国内外における感染症発生動向調査のための体制を確立することに加え、予防計画、県予防計画、基本指針及び特定感染症予防指針に基づく取組を通して、普段から感染症の発生及びまん延の防止に重点を置いた事前対応型の体制の構築に引き続き取り組みます。

また、事前対応型の体制を構築するために、熊本県が設置する「熊本県感染症対策連携協議会」において、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づき検証し、改善を図ります。

(2) 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

感染症の発生状況や動向、原因に関する情報の収集・分析と、その分析の結果及び感染症の予防・治療に必要な情報の積極的な市民への公表を的確に行い予防意識を高め、市民一人ひとりに重点を置いた対策へ転換します。

加えて感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進につなげます。

(3) 人権の尊重

感染症のまん延を防ぐため、患者等を社会から切り離す観点で捉えるのではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、一人ひとりが安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めます。

さらに、感染症に関する個人情報の保護には十分留意し、また、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めるなど、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めます。

(4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、本計画は「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」を基本としつつ、その他多様な感染症にも柔軟に対応します。ただし、新興感染症等がウイルス性出血熱等の感染症と判明した場合は、国の個別の対応方針に従い対処します。

感染症等の発生時は周囲へまん延する可能性があるため、感染症の発生状況の的確な把握を行うとともに病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立

に向けて、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、県や医療機関、検査機関、関係団体と適切に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行います。

また、災害が発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築に努めます。

【新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえた計画への反映状況】

分野		検証結果		新たな感染症に備えた今後の方向性	予防計画の該当項目
予防・まん延防止体制	市民への呼びかけ	・本市独自のリスクレベルの設定や医療非常事態宣言の発令により感染状況を分かりやすく周知でき、感染拡大防止のための行動変容につながった。	⇒	・当初から警戒を発する基準を設定し、感染拡大防止対策の徹底や警戒を呼び掛ける仕組み作りを実施。	⇒ 第3章
	発生届疫学調査	・感染者数が増加した際、発生届の受理や聞き取り調査の業務が増大し、陽性者への初回連絡が遅れることがあった。	⇒	・ウイルスの特性に合わせた柔軟な陽性者対応。（疫学調査の重点化等） ・医療DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した情報収集の実施。	⇒ 第3章 第8章
	高齢者施設等の支援体制	・陽性者発生初期から「医療支援チーム」や「業務支援チーム」による早期介入により、現場に即した助言・指導を行うことで、感染拡大防止を図ることができた。	⇒	・感染対策の対応力の向上を図るために、平時から基本的な感染対策の必要性を啓発し、定期的な研修や訓練を実施。 ・「初動対応チーム」や感染対策指導・治療を行う「医療チーム」、高齢介護施設等の業務継続のための「支援チーム」の派遣について検討し、段階的に派遣を実施。	⇒ 第5章 第7章
検査・相談体制	電話相談窓口	・陽性者の増加に伴い、電話相談件数が急増し多忙を極め、職員の疲弊の一因となった。	⇒	・リソースの最適化を図るため、早期に業務委託を実施。併せて、適切な情報提供と市民の不安解消に繋げるため、市のホームページ等で迅速に情報提供を実施。	⇒ 第10章 第12章
	検査体制	・ウイルスの特性が未知の状況では、検体採取を行う医療機関の確保が困難となり、その後の行政検査へ繋げられない可能性がある。	⇒	・医師会等の関係団体と連携し、行政検査を集中的に実施する地域外来・検査センター（PCRセンター）等の設置を検討。	⇒ 第4章
医療提供体制	患者の移送体制	・保健所管轄区域をまたぐ患者の移送については、関係機関と詳細な運用ルールを共有し、円滑な移送体制の確保を行う必要があった。	⇒	・保健所管轄区域外から熊本市保健所管轄の医療機関への転院に関して、原則、現に患者が入院している医療機関を管轄する保健所又は消防機関等が行うよう、関係機関と検討し、実施。	⇒ 第6章
	入院医療体制	・病床ひっ迫時、救急要請した陽性者の入院調整に時間を要し、搬送困難事例が多発。また、三次救急医療機関に搬送された患者の、症状軽快時の転院先の空き病床が不足し、三次救急医療機関の病床ひっ迫や負担増加を招いた。	⇒	・三次救急だけでなく、病床自体のひっ迫と入院受入医療機関の疲弊を防ぐために、感染初期から夜間・休日の入院受入医療機関を十分に確保し、その中でも役割分担を実施。	⇒ 第5章
	宿泊・自宅療養体制	・宿泊療養中の症状悪化に対し、診察や処方等に提供が必要であったが、実施までに時間を要したことから、設置主体である県及び関係機関と宿泊療養施設内の医療提供体制の確保について早期の協議が必要。	⇒	・早期段階での宿泊施設における医療提供体制（往診等を含む）の確保を行うため、県等と協議を実施。	⇒ 第7章
	外来医療体制	・自宅療養者の増加に伴い、療養期間中に症状悪化した者等が受診できる仕組みが必要となり、医療機関への個別訪問を行い、対応可能な医療機関の確保に努め、陽性者外来診療体制を強化した。	⇒	・患者が安心して円滑に受診できる体制について、県及び医師会等と連携して早期に構築。	⇒ 第5章
組織体制	全庁的な組織体制	・感染症発生時の対策として「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」等が策定されていたが、初動で健康危機管理体制が十分機能せず、庁内で混乱が生じた。	⇒	・平時から新興感染症に備え、体制や所要人員、市対策本部の運営等を担う組織の設置の検討などを事前に想定・準備。	⇒ 第10章
	保健所の組織体制	・業務の棚卸しが不十分で、外部委託が可能と思われる業務についても保健所等職員で行うことがあった。	⇒	・感染拡大時の職員の負担軽減や業務効率化のため、各種業務で外部委託に向けたリスト化や仕様の作成を実施。	⇒ 第10章

(5) 熊本市の果たすべき役割

施策の推進に当たり、熊本市保健所は地域における感染症対策の中核的機関として、熊本市環境総合センター（地方衛生研究所）は感染症の技術的専門機関として、その役割が果たされるよう、計画的に体制整備や人材の確保及び養成並びに資質の向上などの取組、機能強化を図るとともに、迅速かつ的確な検査体制の整備や社会福祉等の関連施策との連携に配慮した医療提供体制の整備など感染症対策に必要な基盤整備に努めます。

また、新たな感染症に備え、感染拡大状況に応じた医療提供体制、保健所体制や検査体制及び療養体制を、あらかじめ検討し構築するとともに、新たな感染症が発生した場合は、自宅療養者等の療養環境の整備などを行い、相談対応を通じて市民に寄り添いながら、正しい知識の普及を図るとともに、熊本県が実施する施策への協力や感染状況等の情報の提供に取り組むことで、感染症の発生及びまん延の防止に努めます。

なお、広域的な地域に感染症のまん延のおそれがある場合に備え、熊本県感染症対策連携協議会において、平時から意思疎通、情報共有、連携を推進し、熊本県と相互に協力しながら対策を行います。

(6) 市民及び医師等の果たすべき役割

① 市民の果たすべき役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、日頃からその予防に必要な注意を払うよう努める必要があります。また、感染症は誰もが感染する可能性があるものであり、通常の疾病に罹患した人と何ら変わるものでないことを理解することも重要です。

さらに、偏見や差別により、感染症の患者や家族等の人権を損なわないように心がけなければなりません。

② 医師等の果たすべき役割

医師及びその他の医療関係者は、上記「①市民の果たすべき役割」に加え、医療関係者の立場で正しい知識を地域の人たちに提供し、行政機関の感染症予防施策に積極的に協力するとともに、感染症の患者や家族等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努めなければなりません。

さらに、病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、高齢者施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

③ 獣医師等の果たすべき役割

獣医師及びその他の獣医療関係者は、上記「①市民の果たすべき役割」に加え、獣医療関係者の立場で正しい知識を地域の人たちに提供し、行政機関の感染症予防施策に積極的に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めなければなりません。

動物取扱業者は、上記「①市民の果たすべき役割」に加え、自らが取り扱う動物等が感染症を人などに感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術を習得し、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

(7) 予防接種の推進

予防接種は、感染症予防対策の中で主として感受性対策を受け持つ重要な施策です。個人個人の予防接種による免疫の積み上げが、地域でのまん延を防止する極めて有効な予防につながります。

そのため、ワクチンの有効性や副反応など予防接種に関する正しい情報の提供を行い、予防接種の推進を図ります。

第2章 感染症の発生の予防のための施策

1 基本的な考え方

- (1) 感染症の発生の予防対策においては、感染症対策の基本原則である、「感染源対策」、「感染経路対策」、「感受性対策」のそれぞれについて適切な対応策を講じることが求められています。

熊本市は、国との連携はもとより、熊本県感染症対策連携協議会を活用し、熊本県、関係機関との連携を図りながら、具体的な感染症対策の企画、立案、実施及び評価に取り組めます。

- (2) 感染症の発生予防のため日常的に行われるべき対策としては、感染症が発生する前あるいは発生の直後にその動きを捉えて、市民及び関係機関に情報を提供し、初期予防対策の徹底を図るため、感染症発生動向調査を重要な施策のひとつに位置付けます。

- (3) 予防接種による予防が可能で、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要です。

このため、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から、予防接種法に基づく定期予防接種の推進を図ります。また、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認められた場合には、臨時に予防接種を実施します。

2 感染症発生動向調査

- (1) 感染症発生動向調査は、感染症に関する情報を収集し、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することや、市民をはじめ、医療関係者等に対して感染症に関する情報を公表することで、感染症の発生予防及びまん延防止を図るための重要な施策です。

- (2) 一類、二類、三類、四類、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表については、精度管理を含めた全国一律の基

準及び体系で進めていくことが不可欠であり、特に医療現場の医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求めることが基本となることから、医師会等を通じ、その協力を得ながら、適切に進めていきます。

(3) 感染症の患者発生に伴う医師の届出(感染症法第12条に規定する届出の義務)

については、患者に対し良質かつ適切な医療が迅速に提供され、また、接触者への対応が速やかに行われ、又は病原体に汚染された場所の消毒などが適切に行われることにより、感染症の発生予防及びまん延防止が図られることとなるため、届出が迅速かつ適切に行われることが重要です。

迅速かつ効果的に情報を収集・分析するために、国の感染症サーベイランスシステムなどを活用し、届出を原則電磁的方法へ移行するとともに、医師会等を通じて周知を図ります。

(4) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらには、2次感染の発生予防及びまん延防止のためにも極めて重要な意義を有しています。

したがって、国及び熊本県との連携の下に、病原体に関する情報を統一的に収集、分析し、公表する体制の整備を図ります。

(5) 新型インフルエンザウイルス等が出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルス等の出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠であることから、国及び熊本県と連携し情報収集に努めます。

(6) 海外の感染症情報については、国、世界保健機構(WHO)等関係機関が提供する情報に注意を払い、市内の関係機関へ積極的な情報提供に努めます。

3 感染症の予防のための対策と検疫所との連携

今日の感染症の発生は、海外旅行など外国からの持ち込みや、輸入食品等に関わるケースも多くなっており、水際となる検疫所の役割も大きくなっています。

現在、入国時の検疫は、検疫法に基づき検査等が実施され、また必要に応じ入国者の健康状態の異状の有無についても確認することとなっており、これらの結果は都道府県に

連絡されることとなっています。そのため、熊本県や検疫所との連携を密にし、市内での感染症発生の動きを捉えて、まん延の防止を図ります。

また、交通手段、特に航空機の発達により、海外で感染症に感染後、潜伏期間内に検疫所をすり抜けて、市内に入り込む可能性もあることから、あらゆる感染症へ対応できるような体制の整備を進めます。

第3章 感染症のまん延の防止のための施策

1 基本的な考え方

(1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することとし、その際は、患者等の人権を尊重することとします。

また、市民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた、早期治療の積み重ねによる社会全体における予防の推進を図ることを基本とします。

(2) 感染症のまん延防止のためには、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行うことにより、患者等を含めた市民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、市民が自ら予防に努め、健康を守るため、努力するよう促します。

(3) 入院措置や就業制限など一定の行動制限を伴う対策は必要最小限のものとし、またその措置は十分な説明と同意に基づくことを原則とし、患者等の人権を十分尊重するよう努めます。

(4) 対人措置（健康診断、就業制限及び入院）及び対物措置（消毒その他の措置）を実施するに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用します。

(5) 特定の地域に感染症が集団発生した場合における医師会等の専門職能団体、高齢者施設等の関係団体など、熊本県との役割分担及び連携体制については、あらかじめ定めることとし相互の連携体制を構築するよう努めます。

なお、平日はもとより、休日、夜間においても常に連絡が取れるよう緊急時の連絡体制を整備します。

(6) データに基づく分析を行うとともに国や県等と情報共有の機会を持ちながら、感染症発生当初から県と連携した警戒を発する基準を設定し、感染拡大防止対策の徹底や警戒を呼び掛ける仕組みをつくります。

(7) 感染症のまん延防止のため、緊急の必要があるときは予防接種法に基づき、臨時に予防接種を行います。

2 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査の実施に当たっては、対象者の人権に配慮し、協力が得られるようその趣旨を丁寧に説明し理解を得るよう努めます。

なお、一類、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく応じない場合は、指示、罰則の対象となることも含め、丁寧に説明したうえで、適切に対応します。

(2) 積極的疫学調査を実施する保健所等は、平常時より IHEAT(感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み)要員を含めた初動体制を整備し、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、詳細な流行状況、病原体、感染源、感染経路等の究明を迅速に行います。

特に原因等が不明の感染症、新感染症及び指定感染症が発生した場合においては、早急に原因等を究明し被害の拡大を防止するため、積極的疫学調査を実施します。

(3) 積極的疫学調査を行う場合は、医療 DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用した情報収集を行うと共に、必要に応じて熊本県等の協力を求めながら実施していきます。さらに、協力の求めがあった場合には、他の地方公共団体等に対し必要な支援を積極的に実施していきます。

(4) 感染症発症時は、感染源の把握と感染拡大防止のために、丁寧な疫学調査や幅広い検査を行います。

またウイルスの特性が明らかになった場合は、国の方針等を踏まえ、疫学調査の重点化の検討や柔軟かつ迅速な陽性者への対応に努めます。

3 対人措置の実施

- (1) 検体採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告の対人措置を伴う対策を行うに当たっては、患者等の人権を十分尊重するとともに、感染症の発生及びまん延に関する情報を患者等に提供し、その理解と協力を求めることを基本とします。

また、審査請求に係る教示等の手続及び感染症法第 20 条第 6 項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行います。

- (2) 健康診断の勧告等を行うに当たっては、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症に罹患していると疑うに足りる理由のある者を対象とします。また、情報の公表を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨します。

- (3) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事することなどにより対応することが基本であり、対象者その他の関係者に対し、このことの周知を図ります。

- (4) 入院の勧告等を行うに際しては、保健所は患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関することなど、入院勧告等の通知に記載する事項を含め十分な説明を行います。

また、入院勧告等を実施した場合にあっては、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成するなどの統一的な把握を行います。

- (5) 入院の勧告等に係る患者等が感染症法第 22 条第 3 項に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行います。

4 感染症の診査に関する協議会

- (1) 感染症の診査に関する協議会においては、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断はもとより、患者等への医療の提供及び人権の尊重の視点も必要であり、協議会委員の委任に当たってはこの趣旨を十分に考慮します。
- (2) 感染症の診査に関する協議会は、入院勧告又は入院期間延長の対応が迅速に行われるよう、熊本市保健所に「熊本市感染症診査協議会」を設置します。

5 消毒、その他の措置

消毒、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、熊本県と連携を図るとともに、個人の権利に配慮しながら、可能な限り関係者の理解を得て必要最小限の実施とします。

6 指定感染症及び新感染症への対応

- (1) 指定感染症は、健康危機管理の観点から対策が確立されるまでの間、緊急避難的に設けられたものであることから、国や熊本県と十分な連携の下に対処し、まん延防止に努めます。
- (2) 新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものであるため、国や熊本県と連携し、技術的指導及び助言を受けながら、まん延防止に努めます。
- (3) 指定感染症及び新感染症が発生した場合には、情報の提供等を行う窓口を早急に熊本市保健所に設置し、まん延防止に努めると共に市のホームページ等で迅速に情報提供を行います。

7 関係機関及び関係団体との連携

感染症の集団発生や、原因不明の感染症が発生した場合に対応できるよう、国、地方公共団体相互間の連携体制及び行政機関と医師会等の医療関係団体との連携体制を構築します。

8 報道機関等を通じた情報提供

- (1) 一類、二類及び三類感染症が発生した場合並びに四類及び五類感染症について特異な発生等を示した場合などにおいては、市民への注意喚起を促すなどまん延防止を図るため、速やかに報道機関等を通じ、市民へ情報提供を行います。
- (2) 報道の際に患者等の人権が尊重されるよう、また速やかかつ正確に市民へ情報提供がなされるよう、平常時から報道機関等の関係機関とのリスクコミュニケーションに努めます。
- (3) 情報提供にあたり、情報伝達手段の動向を踏まえ、情報やその提供対象者の性質に応じた効果的な媒体など、分かりやすい情報発信方法を十分に検討し、実施します。

第4章 感染症の病原体等の検査体制及び検査能力の向上

1 基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査体制及び検査能力を有することは、感染の拡大防止の観点から極めて重要です。

そのため、熊本市環境総合センターを病原体検査及び研究に係る技術的専門機関と位置づけ、地域の検査機関の資質及び精度の向上のため情報や技術の提供を行うとともに、保健所における病原体等の検査体制等の充実を進めます。

また、感染症指定医療機関、一般の医療機関における検査、民間の検査機関における検査についても、検査情報の提供及び研修会等を開催することにより、検査能力の向上を促進していきます。

なお、新興感染症のまん延が想定される場合に、流行初期の段階から検査が円滑に実施できる体制を構築するために、熊本県感染症対策連携協議会等を活用し平時から関係機関と協議を行い計画的な準備に努めるとともに、医師会や民間の検査機関等との連携を推進します。

2 感染症の病原体等の検査の推進

(1) 熊本市環境総合センターの役割

熊本市環境総合センターは、病原体等に関する検査について、自らの試験検査機能の向上に努め、迅速かつ的確な検査を実施するとともに、市内の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や、人材育成・技術的指導に取り組めます。

(2) 熊本市保健所の役割

熊本市保健所は、地域の感染症発生情報を積極的に収集し、検体採取や搬送の体制を確保するとともに、熊本市環境総合センターと連携して的確な検査の実施に取り組めます。

(3) 検査の実施体制・検査能力の向上

① 計画的な人員の確保や配置

熊本市環境総合センターは、熊本県及び熊本市保健所等との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集や分析及び公表の業務に取り組んでいます。技術的専門機関として感染症対策において重要な役割を担うことから、十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置に努めます。

また、新興感染症が発生した場合などの有事に備え、熊本市環境総合センターの職員のみで対応できない場合を想定し、庁内関係部署、熊本県、大学や民間検査機関等と協定を締結するなど、ネットワークづくりに取り組めます。

② 研修や実践的な訓練の実施

熊本市環境総合センターにおいて、検査能力の向上や調査研究に取り組むために、国立感染症研究所や国立試験研究機関等が実施する研修への職員の計画的な派遣に取り組めます。加えて、研修に参加した職員のみならず、熊本市環境総合センターなどで周知が図れるよう、庁内で研修会などに取り組めます。

また、平時から新興感染症の発生などの有事を想定し、初動を速やかに行い、円滑に検査やゲノム解析に取り組むことができるよう、定期的な実践型訓練を実施します。

なお、訓練の実施に当たっては、熊本市環境総合センターの人員だけでなく、熊本市保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査等を実施できるように育成する必要があることから関係機関等と連携し取り組みます。

③ 検査機器等の設備の整備

熊本市環境総合センターの検査機器等については、周辺の機器も含めリスト化し、平時からのメンテナンスを行うとともに、機器の更新等について、計画的に予算確保を図り、適切な維持管理に取り組みます。

④ 検査試薬等の物品の確保

熊本市環境総合センターにおいては、平時から必要な物品(試薬、消毒薬等衛生用品、PPE、消耗品など)をリスト化し確保します。また、必要な物品の備蓄についても併せて取り組みます。

3 検査体制の目標値

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、発生公表後1か月以内を流行初期、発生公表後6か月以内を流行初期以降と定め、それぞれの検査体制の目標値を設定します。また、流行初期以降においては熊本市環境総合センターでゲノム解析を行い地域の変異株の情報収集を行います。

それに即した検査の実施体制を、平時から医療機関・民間検査機関の協力・連携により構築することで、新興感染症が発生した場合に備えます。

【検査体制の目標値】

項目		流行初期	流行初期以降
検査実施能力		500件／日	3,200 件／日
	熊本市環境総合センター	300件／日	300件／日
	医療機関・民間検査機関等	200件／日	2,900件／日
熊本市環境総合センターの検査機器数		2台	2台

4 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置付けられるものです。

熊本市では病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できるようにします。

5 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報の収集に当たっては、医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めます。

検査体制の確保に当たっては、行政検査を集中的に実施する地域外来・検査センターの設置等についても検討します。

また、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立国際医療センター、大学等の研究機関、熊本県の保健環境科学研究所、熊本市環境総合センターが相互に連携を図って実施していきます。

第5章 感染症に係る医療を提供する体制の確保

1 基本的な考え方

(1) 感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを基本とします。

(2) 感染症に係る医療は特殊なものではなく、感染症のまん延防止を図りながら、一般医療の延長上で行われるべきであるとの認識の下、良質かつ適切な医療の提供が行われることが重要です。このため第一種、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関等は、次のことに留意する必要があります。

① 感染症の患者に対しては、感染症のまん延防止のための措置をとったうえで、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること。

② 通信の自由が実効的に確保されるよう必要な措置を講ずること。

③ 患者がいたずらに不安に陥らないように、患者の心身の状況を踏まえつつ、十分な説明及びカウンセリング(相談)を行うこと。

(3) 第一種、第二種感染症指定医療機関、第一種、第二種協定指定医療機関及び結核医療機関は、その機能に応じて、それぞれの役割を果たすとともに相互の連携体制や、熊本県及び熊本市等との連携体制を構築する必要があります。

(4) 新興感染症が発生した際には、熊本県と連携して、速やかに外来診療、入院、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、都道府県医療審議会や熊本県感染症対策連携協議会等を活用し、関係機関等と協議の上、平時から計画的な準備に取り組みます。

その際、主に当該感染症に対応する医療機関等と当該感染症以外に対応する医療機関等の役割分担が図られるよう調整します。

2 感染症に係る医療提供体制

(1) 第一種感染症指定医療機関

主として一類感染症の患者の入院を担当し、これと併せて二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関として、県内に1か所、第一種感染症指定医療機関は次のとおりです。なお、病床は2床です。

【第一種感染症指定医療機関】(令和5年10月1日現在)

医療機関名	病床数	備 考
熊本市立熊本市民病院	2	

(2) 第二種感染症指定医療機関

① 二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当する医療機関としての、第二種感染症指定医療機関は、次のとおりです。

【第二種感染症指定医療機関(結核病床を除く)】(令和5年10月1日現在)

医療機関名	病床数	備 考
熊本市立熊本市民病院	6	

【第二種感染症指定医療機関(結核病床)】(令和5年4月1日現在)

医療機関名	病床数	備 考
江南病院	15	
熊本県立こころの医療センター	10	

② 第二種感染症指定医療機関(結核病床を除く)は、6床とします。

③ 結核病床を有する第二種感染症指定医療機関については、結核の発生状況等を踏まえ、必要な結核病床数の確保に努めます。

(3) 結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当する医療機関として、病院等のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものを結核指定医療機関に熊本県知事が指定します。

(4) 第一種協定指定医療機関

新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(以下、「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。)において、新興感染症の入院を担当する医療機関として、第一種協定指定医療機関があります。

(5) 第二種協定指定医療機関

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、新興感染症の発熱外来、自宅療養者等への医療提供を担当する医療機関や薬局等として、第二種協定指定医療機関があります。

(6) 後方支援等医療機関

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、第一種、第二種協定指定医療機関に代わって、患者を受け入れる医療機関及び感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関として、後方支援等医療機関があります。

(7) 流行初期対応等医療機関

新興感染症が発生した際に、流行初期の段階から入院・発熱外来対応を行う医療機関として、流行初期対応等医療機関があります。

(8) 重症者や要配慮者等への対応

新興感染症の発生及びまん延に備え、必要な医療提供体制を確保することを基本としつつ、重症者用の病床の確保を行うとともに、特に配慮が必要な患者(精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障がい者(児)、高齢者、認知症である者、がん患者、外国人等)や感染症以外の患者への対応を含めて切れ目のない医療提供体制の整備に努めます。

(9) 高齢者施設等への対応

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、高齢者施設等の療養者に対し、新興感染症に係る医療の提供を行うため、クラスター発生時の医療人材派遣等を含めた応援体制の確保や医療提供体制の拡充に努めます。

また、回復した患者の退院先となる高齢者施設等とも連携したうえで、後方支援体制の拡充に努めるとともに、都道府県の区域を超えた医療人材の応援を要請する場合の方針について、平時から熊本県と連携し確認を行います。

(10) 休日・夜間の対応

新興感染症が発生した際、流行初期の段階から、休日・夜間に速やかな入院調整が必要な中等症患者等の受入体制を確保するために、「休日・夜間輪番体制」を構築します。

実施にあたっては、休日・夜間に患者を受け入れる医療機関に過度な負担がかからないよう関係機関と協議し、体制拡充や平日昼間帯の受入を行う医療機関との役割分担等の機能分化を図るなど、休日・夜間輪番体制の円滑な運用に努めます。

なお、重症患者については、県の重症輪番体制に従い実施します。

(11) 公的医療機関等の役割

公的医療機関等、特定機能病院及び地域医療支援病院については、地域における機能や役割を踏まえ、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を講ずることが義務付けられます。

3 医薬品及び個人防護具の備蓄または確保

新型インフルエンザ等の感染症の汎流行時に、その予防や治療に必要な医薬品の供給及び流通を的確に行うため、医薬品の備蓄又は確保に努めます。

また、医療措置協定を締結した医療機関に対しては、診療等の際に用いる个人防护具の備蓄を求めるとともに、新興感染症に備え、个人防护具の備蓄が適切に実施されるよう求めています。

【个人防护具の備蓄】

目標項目	平時
个人防护具を備蓄している協定締結医療機関(病院・診療所・訪問看護事業所)の数	協定締結医療機関の8割以上

4 入院調整体制

入院調整については、二次保健医療圏を基本として、病原性や感染性を踏まえ、医療機関と保健所、または医療機関間で適宜調整の上、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関へ患者受入調整を実施します。

また、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染拡大時に療養先トリアージなどを行う保健所機能を補完する機関等の検討を行うことで、適切な療養に繋がるとともに保健所の機能強化を図ります。

さらに、二次保健医療圏を同じくする保健所とは、運用方法について適宜協議を行い、円滑な入院調整を実施します。

なお、域内調整が困難な重症患者や特別な配慮が必要な患者の入院調整業務については、県と連携の上、実施します。

5 救急医療体制

新興感染症の発生及びまん延時においては、感染症医療と通常医療の確保のため、救急医療を含め、地域における医療機関の機能や役割を踏まえた医療機関との連携体制を構築します。

6 医療提供体制等の目標値

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、発生公表後3か月以内を流行初期、発生公表後6か月以内を流行初期以降と定め、それぞれの医療提供体制の目標値を設定します。

それに即した医療提供体制について、平時から準備することで、新興感染症が発生した場合に備えます。

【第一種協定指定医療機関の確保病床数】

項目	目標値 【流行初期】 発生公表後3ヶ月まで	目標値 【流行初期以降】 発生公表後6ヶ月まで
確保病床数	155床	496床
うち重症病床数	9床	25床
うち軽症中等症病床数	146床	471床

【第二種協定指定医療機関数(発熱外来数)】

項目	目標値 【流行初期】 発生公表後3ヶ月まで	目標値 【流行初期以降】 発生公表後6ヶ月まで
発熱外来医療機関数	50機関	330機関

【第二種協定指定医療機関数(自宅療養者等への医療の提供)】

項目		目標値 【流行初期】 発生公表後3ヶ月まで	目標値 【流行初期以降】 発生公表後6ヶ月まで
健康観察・診療医療機関数			341機関
機 関 種 別	病院		31機関
	診療所		169機関
	薬局		126機関
	訪問看護ステーション		15機関

【後方支援等医療機関数(後方支援)】

項目	目標値 【流行初期】 発生公表後3ヶ月まで	目標値 【流行初期以降】 発生公表後6ヶ月まで
受入可能医療機関数		50機関

7 関係機関及び関係団体との連携

地域における感染症対策の中核的機関である熊本市保健所は、良質かつ適切な医療の提供が確保されるよう感染症指定医療機関、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体等との緊密な連携を図ります。

また、平時から、医療関係団体のみならず、高齢者施設等の関係団体や障がい者施設等の関係団体等とも熊本県感染症対策連携協議会を通じて連携し、医療提供体制の検討に取り組みます。

第6章 感染症の患者の移送のための体制の確保

1 基本的な考え方

感染症患者の移送体制の確保に当たっては、一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症の発生及びまん延時において、熊本市保健所及び熊本市消防局が必要な情報を共有し、協働して移送を行います。

しかしながら、熊本市保健所及び熊本市消防局のみでは対応が困難な場合においては、他の消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等に取り組みます。

2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

(1) 移送体制の役割分担及び人員体制

感染症の患者の移送体制については、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、発生公表後1か月以内を流行初期、発生公表後6か月以内を流行初期以降と定め、以下の役割分担を定め、その役割分担をもとに、人員体制の整備を行います。

【流行初期(発生公表後1か月以内)移送体制の役割分担】

搬送先	症状	移送主体
自宅等→医療機関 宿泊療養→医療機関	軽症者等	保健所又は民間委託等による移送
	重症者	救急搬送(熊本市消防局)
	要配慮者	民間委託等による移送
自宅等→宿泊療養	軽症者等	保健所又は民間委託等による移送
	要配慮者	民間委託等による移送

【流行初期以降(発生公表後6か月以内)移送体制の役割分担】

搬送先	症状	移送主体
自宅等→医療機関	軽症者等	民間委託等による移送
宿泊療養→医療機関	重症者	救急搬送(熊本市消防局)
	要配慮者	民間委託等による移送
自宅等→宿泊療養	軽症者等	民間委託等による移送
	要配慮者	民間委託等による移送

(2) 移送体制の確保

一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、平時より、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等と連携を図り、移送体制の確保に取り組めます。

(3) 保健所管轄区域を超えた移送について

保健所管轄区域外から熊本市保健所管轄の医療機関への転院については、原則、現に患者が入院している医療機関を管轄する保健所又は消防機関等が行うよう、関係機関と検討し、取り組めます。

(4) 高齢者施設等との連携

高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする患者の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項などを含め事前に協議を行い、移送体制の強化を図ります。

(5) 移送体制の強化に向けた訓練等

一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新興感染症の所見がある者若しくは当該新感染症に罹患していると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、取り組めます。

3 関係機関との連携

熊本市保健所と熊本市消防局が連携するにあたり、円滑な移送体制を確保するために、平時から熊本市消防局に対して医療機関の受入体制の情報を共有する枠組みの

整備を行います。さらに、熊本市消防局が傷病者を搬送した後、当該傷病者が、感染症法第12条第1項第1号に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、医療機関から熊本市消防局に対して、適切に情報提供を行うこととします。

第7章 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者(外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。)については、体調悪化時等に、適切な医療につなげることができる健康観察の体制を整備します。また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、当該対象者について生活上の支援を行います。

外出自粛対象者が高齢者施設等や障がい者施設等において過ごす場合は、施設内で感染がまん延しないような環境を構築するための支援に取り組みます。

2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

(1) 健康観察の体制

外出自粛対象者の健康観察においては、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等を活用することで、感染者が急増した場合においても、体制の確保を図ります。

また、療養期間中の症状悪化等に対応するため、県及び医師会と連携し、患者が円滑に受診出来る体制(オンライン診療を含む)づくりを行います。

(2) 宿泊施設の運営

平時より、宿泊施設の入所案内と運営を一体的に行う体制に係るマニュアル等を整備するなど、効率的な運営体制確保に取り組みます。また、感染症の発生及びまん延時には、医療提供体制の状況を踏まえつつ、迅速に職員、資機材等を確保するなど、円滑な宿泊施設の運営体制の構築を行います。

さらに、早期段階での宿泊施設における医療提供体制(往診等を含む)の確保を行うため、熊本県感染症対策連携協議会において、県等と協議します。

(3) 生活支援の体制

平時より生活支援物資や医療品等の準備について広報・啓発を行うと共に、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うとともに、自宅療養時においても、必要な医薬品を支給できる体制を確保します。また、介護保険の居宅サービス事業者や障がい福祉サービス事業者等との連携を図り、要配慮者への支援にも取り組みます。

(4) ICT(情報通信技術)の活用

健康観察や生活支援等を効率的に行うために、ICT を積極的に活用します。

(5) 高齢者施設等の感染対策

平時より感染対策への対応力向上のために、基本的な感染対策の必要性を啓発し、定期的な研修や訓練を繰り返し行うなど、対応力の向上を図ると共に医療機関との連携を強化します。

また、新興感染症の発生及びまん延時においても、医療機関等と連携し、施設内における感染のまん延を防止するための指導や助言に取り組みます。

3 関係機関及び関係団体との連携

外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関や地域の医師会、薬剤師会、看護協会又は民間事業者等への委託を行うことに備え、平時からマニュアルを整備し、連携体制の強化に努めます。

また、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、熊本県感染症対策連携協議会等を通じて介護サービス事業者や障がい福祉サービス事業者等と連携体制の強化にも努めます。

第8章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものです。

このため、必要な調査及び研究の方向性の提示、研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進します。

2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

- (1) 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、熊本市において特徴的な感染症の発生動向やその対策等、地域の環境や当該感染症に応じた取組が重要です。

そのため、地域における感染症対策の中核的機関としての役割を担っている熊本市保健所と、感染症及び病原体等で技術的専門機関としての役割を担っている熊本市環境総合センターが熊本県の健康危機管理部局と連携を図りながら、計画的に取り組めます。

- (2) 熊本市保健所の役割

熊本市保健所では、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症対策に必要な情報の収集や調査及び研究に当たっては、熊本市環境総合センターと連携を図りつつ、計画的に取り組むとともに、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として取り組みます。

- (3) 熊本市環境総合センターの役割

熊本市環境総合センターでは、国立感染症研究所、他の地方衛生研究所等、検疫所、熊本県の健康危機管理部局及び熊本市保健所との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集や分析及び公表の業務に取り組み、感染症対策に重要な役割を果たします。

なお、調査及び研究については、新たな政策課題を認識したうえで、その課題設定及び分析評価を行うとともに、その成果等は、関係法令を踏まえつつ、関係機関等及び市民に対して積極的に提供します。

- (4) 調査及び研究については、地域の環境、特性に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員を活用します。

- (5) 医療DXの推進

感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集することが、感染症対策を推進するうえで重要です。感染症指定医療機関をはじめとする各医療

機関の医師が報告する発生届及び積極的疫学調査等に関する情報について、国が整備する発生動向調査の情報基盤を活用し、電磁的方法による報告への移行に取り組み、医療DXを推進します。

また、収集した情報を分析する場合においては、個人を特定しないように配慮します。

(6) 感染症指定医療機関の役割

感染症指定医療機関は、新興感染症の対応を行い、知見の収集及び分析に取り組むとともに、国立感染症研究所及び国立研究開発法人国立国際医療研究センターを中心とした感染症に関する医薬品等の治験及び研究開発のネットワークに参加し、感染症発生時に新興再興感染症データバンク事業(REBIND)へ協力するものとします。

また、感染症指定医療機関の医師は、新型インフルエンザ等感染症患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合においては、その患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合にも電磁的方法で報告することとします。

3 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査及び研究に当たっては、関係機関及び関係団体が適切な役割分担を行うことが重要です。このため、熊本市環境総合センターを中心として、国、熊本県や民間検査機関など関係機関等と相互に十分な連携を図り、調査及び研究を推進します。

第9章 感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上

1 基本的な考え方

近年の感染症対策については、公衆衛生及び医療等の現場で、適切に対応できる知見を有する多様な人材が求められています。医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他にも、高齢者施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学調査を分析する専門家、加えて感染症対策の政策立案を担う人材など多様な人材が改めて必要となっています。

そのため、感染症に関する幅広い知識を有する人材を確保するために、熊本市保健所（有事に即時対応する、本庁等及び区役所の職員を含む）及び熊本市環境総合センター等の職員に対する研修を推進するとともに、研修成果を関係機関等との連携の充実に活用します。

2 感染症に関する人材の養成及び資質の向上

(1) 感染症に関する人材の養成及び資質の向上

国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)等に、熊本市保健所及び熊本市環境総合センター等の職員を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会を開催することなど研修の充実を図り、関係職員の感染症予防のための知識及び技術の向上に努め、新興感染症に対応できる人材を養成します。

また、資質の向上を図るために、熊本市保健所において、有事に備え、新興感染症寄附講座を活用し、実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を、年14回以上開催します。

(2) IHEAT要員の人材の養成及び資質の向上

新興感染症に備え、保健所体制の強化を図るためには、IHEATを積極的に活用する必要があります。そのためにも、IHEAT要員の確保、研修の実施、連絡体制の整備や所属機関との連携強化を図ります。

また、人材の養成の観点から、IHEAT要員に対し、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年1回開催するとともに、国が実施する感染症の高度な研修等の受講を促します。

(3) 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

第一種、第二種協定指定医療機関を含む感染症指定医療機関においては、新興感染症に備え、感染症対応を行う医療従事者等に対して、熊本市保健所で開催する実践的な訓練を含む研修への参加を促すとともに、熊本市は、研修への支援に取り組めます。

また、感染症対応を行う医療従事者等が他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等へ派遣する場合に備え、平時から研修や訓練の実施に取り組めます。

(4) 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

感染症指定医療機関及び医師会等が開催する感染症に関する研修会等に対し、必要な情報を提供するなど人材養成を支援します。

3 人材の養成及び資質の向上の目標値

人材の養成及び資質の向上に着実に取り組むために目標値を設定します。それに即した研修や実施型の訓練に平時から取り組むことで、新興感染症が発生した場合に備えます。

【研修・訓練を(年1回以上)実施又は職員を参加させる医療機関の目標値】

医療機関種別	目標値
第一種協定指定医療機関	100%
第二種協定指定医療機関	100%
感染症指定医療機関	100%

【熊本市保健所・熊本市環境総合センターの研修・訓練の目標値】

熊本市保健所における取組		目標値
	保健所の感染症有事体制の構成員等を対象とした研修・訓練の回数	年14回
熊本市環境総合センターにおける取組		目標値
	職員等を実施する研修・訓練等の回数	年1回以上
上記取組の内訳		目標値
	国立感染症研究所等が実施する研修・訓練に参加をさせた回数	年6回

4 関係機関及び関係団体との連携による人材の活用

熊本市保健所や熊本市環境総合センター等の人材を活用し、市の人材養成のための研修支援や関係機関・団体等との緊密な連携を図り、地域の感染症対策に係る機能の強化を図ります。

また、各関係機関・団体(大学、医療機関、検査機関等)等との連携の場において、熊本市保健所等の人材を積極的に参加させ、地域の連携促進の強化を図ります。

第10章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

1 基本的な考え方

- (1) 熊本市保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき、国が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時においても健康づくり等地域保健対策にも継続的に取り組みます。また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みを構築します。
- (2) 感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築します。あわせて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄などを通じて健康危機発生時に備えて、平時からの計画的な保健所体制の整備に努めます。なお、体制整備に当たっては、業務の一元化、外部委託、ICT(情報通信技術)活用を含め効率的な体制づくりに取り組みます。

2 感染症の予防に関する保健所体制の確保

- (1) 感染症発生時、初動から健康危機管理体制のマネジメントや、市対策本部や保健所対策本部の運営等を担う組織を保健所内に設置すると共に、感染拡大時の体制移行や所要人数について受援体制も想定した上での体制づくりを行います。
- (2) 感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、その体制を迅速に切り替えることができるよう体制の確保を図ります。
- (3) 感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査や入院・入所調整にかかるトリアージ等の専門業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備します。
なお、体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、備品の備蓄をはじめ、ICT(情報通信技術)の活用を通じた業務の効率化等を積極的に進め、業務の外部委託に向けたリスト化や仕様の作成等の事前準備に取り組みます。

また、感染症の患者の数や業務量に応じた体制確保に向け、保健所等の BCP を発動し、業務の延期・縮小・中止を適宜実施し、本庁部門及び区役所からの応援体制を含めた人員体制及び受入体制の構築や、職員等のメンタルヘルスにも取り組みます。

- (4) 熊本市保健所において、地域の健康危機管理体制を確保するため、管理責任者である保健所長を補佐し総合的なマネジメントを行う統括保健師を配置します。

3 保健所体制の目標値

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、発生公表後1か月以内を流行初期と定め、保健所体制の目標値を設定します。それに即して、平時から新興感染症が発生した場合に備えます。

【流行初期に想定される業務量に対応する人員確保の目標数】

項目	目標値
業務量に対応する人員確保総数	240人
うち即応可能なIHEAT要員の確保数	37人

4 関係機関及び関係団体との連携

熊本市保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から本庁部門や熊本市環境総合センターなどと役割分担を確認するとともに、協力体制を確保します。また、熊本県感染症対策連携協議会を活用し、学術機関、消防機関などの関係機関、医師会や看護協会などの専門職能団体等との連携体制の強化を図ります。

第11章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

- (1) 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要がある場合には、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に必要な協力を求め、迅速かつ的確な措置を講じます。

- (2) 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合などにおいては、危機管理局と連携し、専門家の派遣等の支援を受けながら、迅速かつ的確な対策を講じます。

2 緊急時における国との連絡体制

新感染症への対応を行う場合や、その他感染症への対応について緊急と認める場合には、国との緊密な連携を図り、患者の発生状況などについて詳細な情報の交換などを行います。

3 緊急時における他の地方公共団体との連絡体制

熊本県等と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し、必要に応じ相互に応援職員、専門家の派遣等を行います。また、消防機関に対しても、感染症に関する情報を適切に連絡します。

他の都道府県にもまたがって感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合には、熊本県等との連絡体制の強化などを行います。

4 緊急時における情報提供

緊急時においては、住民に対して感染症の患者の発生状況や医学的知見など住民が感染症予防等の対策を講じるうえで有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供することが重要であることから、熊本市のホームページをはじめ、複数の情報提供媒体により、理解しやすい内容で情報提供を行います。

5 関係団体との連絡体制

医師会などの医療関係団体等と緊密な連携を図ります。

第12章 感染症に関する啓発及び知識の普及等並びに患者等の人権の尊重

1 基本的な考え方

- (1) 熊本市は、情報管理やリスクコミュニケーションの観点から、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行います。さらに、感染症のまん延防止のための措置に当たっては、人権を十分に尊重します。
- (2) 医師等においては患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが重要です。
- (3) 市民は感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮していくことが重要です。
- (4) 感染症の発生状況及び推計による感染動向の正確な把握に努め、これらの情報を基に、県と連携した市民への注意喚起(アラート)にかかるリスクレベル等の設定についても検討します。
- (5) 取材対応や報道機関の調整については、定時の会見を開催するなど、積極的に情報提供に努めます。

2 感染症予防教育の推進

感染症についての予防教育は、感染源、感染経路及び感受性に係る知識の普及を基本とし、「他人に感染させない方法」や「感染を予防する方法」等を周知することが最も効果的です。

そのため、普段の感染に関する動画の作成や市民に対し、熊本市保健所を中心に関係機関と連携し、感染症予防教育に取り組みます。

3 啓発活動等の推進

診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面における、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成及び各種研修の実施等、必要な施策を講じるとともに、市

政だよりの活用及び報道機関等への情報提供などにより、市民への感染症の情報の提供に努めます。

4 感染症相談窓口の設置

指定感染症や新感染症が発生した場合には、熊本市保健所に専用相談窓口を設置すると共に市のホームページ等で迅速に情報提供を行います。また感染状況に応じた相談窓口の設置を行うことで、適切な情報提供と市民の不安解消に努めます。

5 患者等のプライバシーの保護等

- (1) 患者等に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を行います。
- (2) 感染症の患者に関する届出を行った医師に対し、患者等のプライバシーの保護のため、状況に応じて、患者等へ届出内容を説明するよう周知します。
- (3) 感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされたときには、速やかにその訂正がなされるように、報道機関との連携を普段から密接に行う等の体制整備を行います。

第13章 その他感染症予防の推進

1 施設内感染防止の推進

- (1) 病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体の協力を得て、施設の開設者又は管理者に提供し、普及や活用を促します。
- (2) 病院、診療所、高齢者関係施設等の開設者及び管理者は、施設内の患者、入所者及び職員の健康管理を進めるとともに、感染症の早期発見に努めることが重要です。
また、提供された感染症の情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、施設内感染症対策委員会等を中心に感染症の防止に努めることが重要であり、実際に取った措置等に関する情報について、他の施設に提供することにより、その共有化に努める必要があります。

2 災害時の防疫活動の推進

災害発生時においては、「熊本市地域防災計画」に基づき、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延防止を図ります。その際、熊本市保健所において、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。

3 結核にかかわる対策

- (1) 高齢者をはじめ、大都市等で問題となっているホームレス等発病リスクの高い住民層の方や発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している方等、定期の健康診断の実施が政策上有効かつ合理的であると認められる方については、重点的に健康診断を実施します。
- (2) 定期の健康診断の対象者については、県が策定する「熊本県結核対策プラン」に基づき実施しています。熊本市が実施主体である健康診断においては、主に40歳以上の方を対象に行っています。対象者については、熊本市における、罹患状況に応じ検討を行います。

4 食品衛生対策の連携

感染症の感染経路のうち、経口感染の重要な分野を占める食品については、食品媒介感染症の予防を効果的に行うため、食品保健部門が主体となり、食中毒対策の一環として営業施設及び給食施設等の監視、指導及び検査に努めます。

また、2次感染によるまん延防止等の情報の指導や市民への情報提供については感染症対策部門が主体となるとともに、相互の連携を図りながら対策を講じます。

5 環境衛生対策の連携

感染症の発生の予防においては、平時から水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等、病原微生物を伝播する媒体に対する関心を高めておくことが重要です。このため、市民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等について、環境衛生部門と連携を図りながら対策を講じます。

感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等の駆除は、感染症対策の観点からも重要であり、地域住民の協力の下、適切に実施することが必要です。

なお、駆除に当たっては、過剰な消毒や駆除とならないよう配慮します。

6 動物由来感染症対策の推進

動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行われるよう獣医師等に対し、感染症法第13条の規定による届出や狂犬病予防法に規定する届出の義務について周知徹底を図るとともに、ワンヘルス・アプローチ(人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けた取組)に基づき、熊本市保健所、関係機関及び関係団体等との情報交換を行い、市民への情報提供に努めます。

また、動物の病原体保有状況調査(動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査)に必要な体制を整備します。

動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、媒介動物への対策や動物取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であるため、動物に関する施策を担当する部門と適切に連携を取りながら対策を講じていきます。

7 外国人に対する適用

感染症法においては、市内に居住又は滞在する外国人についても同様に入院等の措置等が適用されるため、熊本市保健所等の窓口感染症対策を外国語で説明したパンフレット等を備えておく等の取組を推進します。

8 薬剤耐性対策

「薬剤耐性対策アクションプラン」に基づき、医療機関において薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講じます。